

タイムズビジネスサービス規約 新旧対比表(2020年11月1日改定)

条項	新条文	旧条文	変更点
タイムズモビリティ収納代行特約 [追加規約] 第1条(定義)	本特約は、タイムズビジネスサービス規約(以下「基本規約」といいます)の追加規約として、タイムズモビリティ株式会社(以下「タイムズモビリティ」といいます)を経由して本サービスに入会した会員のうち当社が認めた者(以下「TM 経由会員」といいます)に対してのみ適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、基本規約の定義によるものとします。	本特約は、タイムズビジネスサービス規約(以下「基本規約」といいます)の追加規約として、タイムズモビリティ株式会社(以下「タイムズモビリティ」といいます)を経由して本サービスに入会した会員であって、かつ本特約の適用を受けることに同意した者(以下「TM 経由会員」といいます)に対してのみ適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、基本規約の定義によるものとします。	TM 経路入会者のうち T24 側に寄せて一元化できない会員のみを特約の適用対象として、今後も TM から当該会員に対して請求を行うこととします。